

宮城県議会文教警察常任委員会での「中学校で使用する歴史・公民教科書の採択に関して宮城県教育委員会の指導強化を求める請願」の採択に抗議し、宮城県議会において同請願を採択しないことを求める声明

- 1 宮城県議会文教警察常任委員会は、2013（平成25）年10月21日、「新しい歴史教科書をつくる会」宮城県支部からなされた「中学校で使用する歴史・公民教科書の採択に関して宮城県教育委員会の指導強化を求める請願」（以下「本件請願」という）を採択した。
- 2 しかし、本件請願は、教育への不当な支配を宮城県議会に求めるものであり、本件請願を採択することは、教育基本法16条1項に反し、断じて許されない。すなわち、教育基本法16条1項は、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべき」と規定しているところ、その趣旨は、教育が法律に基づき自主的になされるべきものであることを踏まえ、その自主性をゆがめるような行為は「不当な支配」として排斥されなければならない点にある（最高裁昭和51年5月21日大法廷判決一旭川学テ事件一参照）。
- 3 そして、市町村教育委員会が自主的に行うべき教科書採択（地教行法23条6号、教科書発行臨時措置法7条1項）に対し、宮城県教育委員会が指導を行うことは上記趣旨に反し「不当な支配」にあたる。また、宮城県議会が教育委員会に指導を求める内容の本件請願を採択することも同様に「不当な支配」にあたる。
- 3 また、本件請願内容は教科書採択の中立性・公正性を欠き、学習権の実質的保障を図る憲法26条の趣旨並びにそれに基づく文科省の通知（平成25年4月11日付け通知 25文科初第62号）及び注意喚起の趣旨に抵触する。すなわち、子どもが自己の人格を形成し、また民主主義社会を支える一市民

として成長・発達していくための学習権（憲法26条）を実質的に保障する見地から、教科書採択には中立性・公正性の確保が強く要請される。しかるに、本件請願及び添付資料の内容を見れば、本件請願は、請願を提出した「新しい歴史教科書をつくる会」が編集した扶桑社版教科書の内容を引き継ぐ自由社版・育鵬社版の教科書の採択拡大を望み、同会が批判する教科書を排除することが目的として、「外部からの働きかけ」を企図するものと言わざるを得ない。

4 上記各問題点については、仙台弁護士会有志112名の弁護士が、2013（平成25）年8月19日付要請書で指摘して、請願を採択しないよう要請しているところでもある。さらに、同年7月19日の文教警察常任委員会においては、請願に賛成の立場から推薦された参考人石井昌浩氏さえも「不当な支配」に当たるとの意見を述べている。

にもかかわらず、宮城県文教警察常任委員会は、再度参考人を招致した上で採択を強行したものであり、その見識が疑われてもやむを得ないものである。

5 自由法曹団宮城県支部は、本件請願の文教警察常任委員会での採択に強く抗議し、宮城県議会においては、法令に違反する本件請願を採択しないことを強く求める。

2013（平成25）年10月29日

自由法曹団宮城県支部

支部長 草 場 裕 之

